

第4回東近江市総合計画審議会 【会議録要旨】

■日時：令和7年8月26日（火）午後1時55分から午後4時05分まで

■場所：東近江市役所 317・318 会議室（新館3階）

■出席者：計34名

委員 18名（欠席者2名）

深尾昌峰委員 矢島之貴委員 向 春美委員 谷川裕一委員 湯ノ口絢也委員
原 英児委員 井上由美委員 安田 剛委員 村田吉則委員 増田伊知郎委員
山崎 亨委員 大塚ふさ委員 青地弘子委員 上阪よう子委員 筒井 正委員
谷川尚己委員 長谷川嘉彦委員 藤田明男委員

（欠席者：堤 洋三委員 白銀研五委員）

庁内策定委員 8名

こども未来部次長 今岡 大 教育部次長 堀 喜博 福祉部次長 中西恵美子
健康医療部次長 加藤善軌 市民部次長 嶋村明美 環境部次長 五十子又一
文化スポーツ部次長 荒巻新吾 市長直轄防災監 寺元敦史

事務局 8名

企画部 部長 中堀智之 次長 古川 暁
政策推進課 課長 上林亜紀 課長補佐 福井敦教 係長 小杉武史 主事 古川祐磨
株式会社地域計画建築研究所 高瀬 大田

1 開会

事務局	○お忙しい中、第4回東近江市総合計画審議会へ御出席をいただき感謝する。以降の進行を会長にお願いする。
会長	○忙しい中、また、暑い中、参集していただき御礼申し上げます。只今から、第4回東近江市総合計画審議会を開催する。本日の議題は、2点。1点目は基本構想の修正について、2点目が総合計画第1期基本計画の素案について、前回に引き続き部門に分けて議論を行うこととする。

2 議題

（進行：会長）

(1) 第3次東近江市総合計画基本構想（修正案）について（資料1）

・事務局から資料1の説明

会長	○これまで検討中としてきた20年後の目指す姿について、具体的な言葉で整理されている。政策項目ごとに示されており、この点について意見を求める。
委員	○資料 P.21 の総論及び P.29 において「近畿圏と中京圏の結節点」と記載があるが、違和感がある。どのような範囲を想定しているか。
事務局	○近畿圏は大阪・京都、中京圏は愛知・名古屋を想定し、両地域を結ぶ中間に位置する趣旨で記載している。
委員	○「中京」とは一般的に名古屋を中心とした狭域の地域を指すことが多く、「阪神」

	と対応する認識である。「近畿」と対比させる場合には「東海」とするのが適切ではないか。
会長	○御指摘の通り、「近畿」に対比するのであれば「東海」の方が妥当かもしれない。
委員	○出生率の向上は重要であり、市として対応策を明確に示す必要がある。国においてもこども家庭庁が2030年を目標に危機感をもって施策を展開しており、各自治体において考え方を提示することが求められる。本計画、構想においても、出生率向上に関して、計画策定の趣旨や目標に該当する箇所に記載すべきではないか。
事務局	○趣旨を踏まえ、検討を行いたい。
会長	○構想部分の審議は以上とし、引き続き第1期基本計画の議論へ移る。

(2) 第3次東近江市総合計画第1期基本計画（素案）について（資料2）

・事務局から資料2（第1章）の説明

会長	○第1章に関する説明について質問や意見等があれば伺いたい。
委員	○P.4の成果指標の児童扶養手当受給者の養育費受取率について、基準値28%、目標値40%とあるが、仮に40%の目標値を達成した場合、残りの60%は手当てを受け取れないということになるのか。当方の知るひとり親家庭の実例を踏まえ、可能な限り多くの世帯の生活環境の改善につながる目標値とすべきと考える。
庁内策定委員	○養育費は離婚時に取り決めがなされない場合や取り決めがあっても履行されない場合等がある。令和6年度の本市の受取率は28.4%であり、令和3年度の国の受取率は28.1%であることから、本基準値は令和3年度の国の目標値を参照し40%と設定している。
委員	○受取率について、母数はひとり親家庭全体を指すのか。
庁内策定委員	○ひとり親家庭の内、未成年児童を扶養し、児童扶養手当を受給する世帯を分母としている。
委員	○未成年の子を扶養するひとり親家庭全体を100%とした場合、目標としている養育費受取率40%とは、収入が厳しい家庭の割合を示すということになるか。
庁内策定委員	○一定の所得制限がある児童扶養手当を受給する世帯を分母としているため、当目標値において、所得制限内の世帯のみが対象である。そのうち養育費を受け取りできているのは28%のため、国の目標値40%まで引き上げることを目標としている。多くのひとり親家庭、特に母子家庭は所得的に厳しい状況に置かれ、養育費を十分に受け取れていないのが実態であり、少しでも割合の向上を図りたい。
会長	○40%という数値目標について、分母、目標値の定義が不明確であり、成果指標としての妥当性が見えにくい。例えば、検診率であれば、施策と成果が直接結びつくが、養育費受取率は施策展開と直結していないように思われる。設定意図を伺いたい。
庁内策定委員	○本市では養育費受取率向上のため、専門家相談費用の補助制度や離婚前に必要な知識を伝える講座の開催等を実施している。第2次総合計画後期基本計画では、相談件数を成果指標としていたが、増加、減少のどちらを達成目標とすればよいか解釈が難しかった。今回、具体的な施策の成果が数字として反映される

	ものとして、養育費受取率を成果指標に設定した。
会長	○取組の概要について承知した。
委員	○P. 15 の「教育内容の充実」に関して、市内小中学校での専門教員（美術や物理、理科等）の不足を各所で聞く。専門性を備えた教職員の育成や配置等をいかに考えるか。専門教員等の充足状況も併せて伺いたい。
庁内策定委員	○専門教員の配置は県の管轄であり、本市は直接関与してない。本市が所管する臨時採用である講師募集については、応募が少なく、高齢化によりOBの協力にも限界があり難航している。 ○教員の質に関して、小学校では各学年1学級の学校が増えたことで教員数が減り、校内での学び合いが困難となることが課題である。今年度から教育研究所を中心に複数の学校間で合同研修を進め、教職員の資質向上を図っている。
委員	○専門教員の不足について、現場の実態を把握しているか。
庁内策定委員	○専門職に限って、極端な不足というより、教員採用全体として、講師募集に対する応募が少なく、人材確保が厳しい現状にある。
会長	○教員確保は一層困難化している。今後、任用、資格等の制度を柔軟に運用し、人材を確保、育成する視点が重要である。
副会長	○P. 5 の「子どもを守る地域ネットワークの強化」における現状分析は虐待相談の増加や長期化を示すが、成果指標が「児童虐待対応件数」であることに違和感がある。P. 6 の現状分析（核家族化による不安の高まり等）との指標の整合も疑問である。
庁内策定委員	○P. 5 は要保護児童対策地域協議会等による発生後対応、P. 6 は未然防止の取組を記載している。いずれも最終目標は虐待対応件数の減少であり、共通の成果指標として設定した。助産師や看護師の派遣、家事や養育支援等により、虐待が発生している家庭や発生するおそれのある家庭双方を支援する。
委員	○P. 15 の「教育内容の充実」の具体的な取組内にある「ふるさとへの愛着や誇りの醸成」は最重要事項と認識する。実現のためには、学校教育のみでは完結せず、地域での教育力の回復と郷土に学ぶ仕組みづくりが不可欠である。最重要課題として位置付けるべきと考える。
委員	○P. 11 の「学童保育施設の充実」の成果指標（40 箇所→41 箇所）について、統廃合見込みを加味した設定か。
庁内策定委員	○学童保育所は全小学校区に、公設 22、民設 2 の計 24 クラブを設置、各クラブ内を更に支援単位（約 40 人）で区分し、現状は計 40 箇所の設置となっている。今後の需要の見通しを踏まえ、支援単位の目標を 41 箇所と設定した。
委員	○待機児童が発生している中、小学校の統廃合が進み、特定校区に児童が偏在することで、今、待機している児童がいつまでも学童保育所に入れないおそれもあり、地域動向を踏まえ、計画に反映されたい。
委員	○学童保育については、まず指導員体制を整え、今後に向けて全体が機能する仕組みを構築する必要がある。ボランティアの活用や求人を行っているが、人間関係の問題により離職や採用難が生じている。改善策の検討を求める。
庁内策定委員	○学童保育における放課後児童支援員の確保は喫緊の課題である。昨秋、運営主

	体であるネットワーク等と協議会を設置し、放課後児童支援員研修費助成やスポット人材登録・派遣の仕組みを構築した。 ○県が主催する支援員研修についても、年度末に実施していた研修の時期を年度中旬に見直しを行うことを要望し、年度途中から派遣が可能となるよう調整を進めている。引き続き、支援員の確保に取り組む。
会長	○公務員への志望減や労働力人口の減少は喫緊の課題であり、人材確保や育成に関して大きな戦略転換が求められる。資格、任用等の柔軟な制度設計を検討すべきである。
委員	○いじめや不登校等が大きな問題であるが、対策方針について確認したい。
庁内策定委員	○P. 17 に不登校に関する現状と目標（登校可能な児童生徒の増加）を掲げている。学校問題対策室の設置やスクールソーシャルワーカー、スクールケアサポーターを配置しており、校内教育支援センターは現在 16 校に設置し、拡充中である。登校困難な児童、生徒には、子供オアシス（児童生徒成長支援室）3 箇所では支援している。不登校の児童生徒は中学校で改善傾向、小学校は横ばいである。今後もいじめや不登校等については、このような支援施策を重点的に推進する。
委員	○P. 15 の美術や書写教育の振興に音楽が欠落している。また、教材、教師用教科書の整備とあるが、総合計画に記載が必要な内容なのか。教育施策としても、教材を購入し、それを見てもらうだけの取組でよいのか疑問を感じる。 ○子どもの体力向上について、P. 62 の「スポーツの推進」で記載しているが、体力向上を生涯スポーツに委ねるのではなく、P. 14 の具体的な取組内の「市内小中学校の水泳や陸上の記録会を支援する。」や P. 15 「学力向上に取り組む。」と同列で位置付けるなど、学校体育における取組の検討が必要ではないか。
庁内策定委員	○教材、教師用教科書の「整備」は表現を再考する。音楽の取扱いを持ち帰り検討する。体力向上について、教育部門と生涯学習部門が連携して方策を検討する。
委員	○幅広い分野に関連する施策の整理が難しく、特に P14、15 を読んでいて、目標や指標設定等にいくつか疑問点があった。不登校に対する取組は P. 17 に集約されており、P. 14 の取組内容の成果指標を不登校の減少とするのは違和感がある。また、P. 15 について読書冊数を成果指標とするなら、「教師用教科書の整備」ではなく「学校図書の充実」について言及すべきである。
会長	○P. 15 について、取組に「児童生徒の読書環境整備」を掲げており読書冊数を目標とする整合は取れるが、「教材や教師用教科書等を整備する。」の表現は修正が望ましい。
委員	○成果指標について目標、施策と整合しない項目が散見される。項目ごとの重点施策に即した指標に見直すべきである。
事務局	○成果指標は各部で持ち帰り検討とする。具体的に不適切と指摘のあった箇所から再検討したい。
委員	○成果指標についていくつか疑問に感じる点として、具体的に、P. 13 の学校改修箇所数（現状 0、目標 4）の進捗見込みや指標設定の妥当性、P. 15 の図書冊数増が学力向上につながるのか、P. 17 の学校復帰率が目標値で低下している理由、虐待対応件数を複数施策で共通指標とすることが適切なのか、といった点にな

	る。取組が多岐にわたるため、指標の絞り込みと取組の重点化が必要ではないか。
会長	○成果指標については再考を求める。
委員	○表記について、施策番号が基本施策ごとに「1」から始まるため、基本施策との対応がわかりにくい。通し番号方式への変更を提案する。

・事務局から資料2（第2章）の説明

会長	○第2章に関する説明について質問や意見等があれば伺いたい。
委員	○P. 33の保健予防活動に関し、厚労省の地域医療介護総合確保基金等により、市民の健康増進活動がポイント化され、申請により国保基金から補助を受けられる仕組みがあったと記憶する。そういったことは成果指標に反映しないのか。
事務局	○国の取組を確認し、検討する。P. 33の修正点として、前回の指摘を踏まえ、「生活習慣病の重症化が健康寿命を妨げる要因」として表現を改めた。
委員	○P. 33に「幼児期からの」と修正されたが、具体的取組として乳幼児や妊娠期、産後ケア、保育園等がある。子育て環境整備には医療も不可欠であり、その視点を盛り込むべきである。
事務局	○総合計画の体系整理の中で、取組は所管部署ごとに整理している。御指摘の内容は健康福祉部の所管施策に含まれるため、表現や位置付けについて検討する。
委員	○P. 33について、平均寿命と健康寿命の差に関し、滋賀県の女性の健康寿命が平均より低いのは生活習慣病の重症化のみが要因ではなく、認知症等も関与しているのではないか。循環器系疾患は急死する場合も多く、説明に違和感がある。
会長	○成果指標を含め、全般的に違和感があるため、再点検を求める。時間の都合上、次の第3章に進む。

・事務局から資料2（第3章）の説明

会長	○第3章の説明について質問や意見等があれば伺いたい。
委員	○P. 54の成果指標で協力者数を81人から83人に増やすとあるが、分母が不明確であり、この数字の妥当性が分からない。
事務局	○本指標は青少年育成推進事業（やまのこキャンプや成人式、中学生議会等）の協力者数を増やすことを目的とする。分母があるわけではなく、現況よりも1人でも多くの若者の協力を得ることが趣旨である。事業ごとに必要人数は定めており、現状は充足しているが、協力者が増えれば事業はより充実する。
委員	○P. 45の消費生活に対する認知度の成果目標について、特殊詐欺やロマンス詐欺などが多発している。認知度は5割程度とされているが、相談件数はどの程度か。
庁内策定委員	○相談件数は令和5年度342件、6年度413件で増加している。消費生活センターではセミナー、ケーブルテレビ及び回覧物を通じて啓発している。犯罪に関わる事案は警察と連携し、未然防止に努めている。
委員	○P. 14の部活動について、スポーツ庁は令和7年度から9年度を経て10年度から

	12年度に地域展開を求めると考えられる。市として中学校部活動の地域展開をどのように進めるかを明記すべきである。
会長	○戦略的に取り込むべき課題であり、検討を求める。
委員	○P. 52「多文化共生の推進」について、市民と住民の表記が混在している。現状分析や達成目標では市民と記され、取組では外国人住民、日本人住民、指標設定では在住外国人、市民と表現が異なる。住民は総務省が定義を有するが、市民は明確な定義がなく理解しにくい。用語は整理し、わかりやすく統一すべきである。
会長	○用語整理を求める。第4章へ進む。

・事務局から資料2（第4章）の説明

会長	○第4章の説明について質問や意見等があれば伺いたい。
委員	○P. 70のカーボンニュートラル、再エネ導入計画について、国はワット・ビット連携を推進し、データセンターの地方分散や自動運転導入を進めている。データセンターは膨大な電力を消費し、発電所を併設して展開するという構想である。東近江市は災害が少なく日本の中心に位置するため、大規模データセンター設置に適するのではないかな。その展望はあるか。
事務局	○現時点でその計画はない。
委員	○P. 76の災害対策に関して、他自治体と比較して記載が少ないように感じる。避難所数の充足等を記載することが一般的だが、災害が少ないことが背景か。
事務局	○災害が少ないという背景はあるが、避難所の設置等はこれまでの取組で充足しているという認識であり、地域防災計画を踏まえて適切に運用されることを目標としている。
委員	○P. 65の現状分析で「大規模災害時にも持続的なごみ収集」について、平時は市民が減量化に努めるべきだが、大規模災害時は市が排出環境を整備する責務がある。達成目標には平常時、大規模災害時を問わずとあるが、災害時に市民にごみ排出抑制を求めるのは適切でないのではないかな。
事務局	○大規模災害時の廃棄物処理体制構築を取組として掲げており、関係機関と連携して進める。
委員	○その内容であれば、成果目標を「市民のごみ排出量」とするのは不適切である。再考されたい。
委員	○P. 74の「狂犬病予防対策」が環境負荷軽減に位置付けられているが、不適切ではないかな。犬の登録や飼育管理なら該当するが、予防接種は感染症予防に位置付けるべきである。
事務局	○修正する。
委員	○P. 65以降に一部事務組合や広域組合での処理が記載されているが、いずれも東近江市単独で進められるものではない。構成市町や関係機関と連携する旨の表現を加えるべきである。
会長	○指摘のとおり修正すべきである。 ○本日は1章から4章まで意見をいただいた。なお、疑義のある点は事務局へ申

	し出いただき、次回に修正を反映し議論を深めたい。本日の議論をここで収束する。追加発言があれば伺う。
委員	○基本構想（修正案）のデジタル関連文言について、現状の「環境変化に影響される」との表現は不十分である。業務フロー改革やデータ駆動型行政改革の方針を明記すべきである。
会長	○指摘を踏まえ検討を求める。時間が限られたが、審議会後も引き続き事務局へ意見を寄せられたい。最後に矢島副会長より挨拶をお願いする。

3 閉会

副会長	○長時間にわたり慎重な審議をいただき感謝する。少子高齢化、人口減少の進展に伴い、今後の組織の在り方は極めて難しい課題であると認識する。 ○本日の中日新聞に、名鉄広見線がみなし上下分離方式により廃線を回避するとの記事が掲載されていた。近江鉄道も昨年4月から上下分離方式を導入している。令和6年度から黒字になったが、実際には市民の負担が伴っていると考え。交通網を失えば市民生活は著しく不便となるため、上下分離方式を採用した近江鉄道を活用し、いかに地域がよくなっていくのかを検討する必要がある。 ○八日市地区で作成された「八日市ふるさと屏風」を紹介する。昭和20年代から40年代の地域の情景を再現したもので、当時の行事や遊園地、映画館など現在は失われた風景が描かれている。子供たちにとっても地域の歴史を知る貴重な資料となる。八日市コミュニティセンターに現物を展示しているので、是非、御覧いただきたい。
-----	--

・司会進行を事務局に返す。

部長	○本日は予定していた議題について、長時間にわたり御議論いただき感謝する。基本計画（素案）の子育て、教育分野や環境、特に成果指標や記載方法について多くの意見をいただいた。担当部と再度検討し、計画策定を進める。 ○明日から9月市議会定例会が開会し、9月26日に閉会する。その2日後には国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会が開幕する。本市では8競技が実施されるため、是非、観覧、観戦し、共に盛り上げていただきたい。 ○また、10月からは5年に一度の国勢調査が実施される。国、自治体にとって極めて重要な調査であり、9月中下旬に調査票が届く。インターネット回答への協力をお願いする。 ○次回会議は基本計画（素案）の続きについて審議を進める予定である。専門的な視点からの意見を引き続き賜りたい。
事務局	○以上で、第4回総合計画審議会を閉会する。 ○次回は10月27日(月)14時から開催予定とする。

閉会